

## これからの障害者施策への御意見、御提言

平成26年7月、障害者福祉関係の団体および事業所に意見照会。13団体、22事業所から御意見・御提言をいただきました。  
※いただいた御意見・御提言を障害福祉課において要約して記載しております。

NO.	カテゴリー	意見等の内容
1	暮らす	特別支援学校、支援学級共に在籍者が増加している。特別支援学校は定員をはるかに超過しており、児童の安全や健康に不安がある。教育環境の充実を望む。
2	暮らす	養護学校の教室が不足している。早急な施設整備が必要
3	暮らす	障害のある高齢者の終の棲家が必要
4	暮らす	入所者の高齢化に伴い入院時の付添について職員の負担が増えている。職員の加配を可能にする施策を期待する。
5	暮らす	施設で看取りを行う可能性が高くなっている。医療と福祉の中間施設の設置や入所施設で訪問看護等のサービスを受給できるようにするなどの対応策が必要。ホスピスや介護保険施設などへの移行が円滑できる社会資源の整備、システム構築が急務。
6	暮らす	要介護状態となった高齢障害者が特養等の介護保険施設にスムーズに移行できるシステムを望む。
7	暮らす	障害者支援施設における高齢障害者への対応について、サービス給付費の加算を望む。
8	暮らす	駅に近いなど利便性の良い場所で福祉サービスを展開できるような配慮を望む。
9	暮らす	共同生活援助事業の拡大が必要。このため、①国庫補助以外の整備費補助、②強度行動障害や重症等の特定加算だけでなく、支援区分3からの段階的な重度加算の創設が必要
10	暮らす	湖北に障害者支援施設、グループホームが不足している
11	暮らす	障害者支援区分の判定に曖昧さがあるため改善を望む
12	暮らす	ひきこもり、仕事へ行けない人への支援、退院後の速やかな地域移行を考えてほしい。
13	暮らす	グループホーム整備に対する国庫補助金の拡充を望む
14	暮らす	毎日通所することが困難な精神障害者に対する連絡、訪問、相談などの働きかけに対して補助を望む。
15	暮らす	重症心身障害者通園施設以外でも医療的ケアの必要な利用者が増えている。生活介護事業所でも常勤看護師を配置できる財源の補助や報酬の加算を望む。
16	暮らす	圏域(市町)間で福祉理念や施策の運用に格差がある。市町を集めて進歩状況を共有するなど県としてイニシアチブを取ってほしい。
17	暮らす	地域で暮らす精神障害者は食事に困っている。365日の宅配弁当が有効。
18	暮らす	グループホームが不足している。グループホームの増設や就労支援施設との併設を考える必要がある。
19	暮らす	障害者や保護者の高齢化によりグループホームのニーズが多くなっている。生活の場と地域生活を支える福祉人材の確保が急務。
20	暮らす	24時間緊急時対応の支援サービスの整備による地域生活の充実を望む。
21	暮らす	障害の重い人が地域で暮らすには地域の理解も少ない。環境の整ったグループホームの増設が必要。
22	暮らす	医療的ケアの必要な障害者が利用できるサービスが限られる。就学時、就労時、在宅でも多くの支援が受けられるよう事業所と人材の確保が必要。
23	暮らす	入所施設から地域移行したくても、日中支援の一時預かりが不足しているため、在宅生活につなげられない。
24	暮らす	児童入所施設にいた子どもたちが就労する際に住む場所がない。希望する地域で生活できるようグループホームの増設を望む。グループホームを運営しやすい制度を望む。また、グループホームに入所できた場合も賃金を得るまでの間の収入がない。生活保護に頼らず生活資金を得られる方策を望む。
25	暮らす	県営住宅でグループホームが開設できるようにしてほしい。自動火災報知機やスプリンクラー設置に対する補助金を持続的に行ってほしい。
26	暮らす	重度障害者地域包括支援事業の強度行動障害加算は評価できる。ただし、一律3年ではなく第三者を含めたケース会議の中で実施期間を定めるよう改善を望む。行動障害点数15点以上の根拠が乏しいので、行動援護の基準の10点以上に改めてほしい。支援の評価について「いぶき」の年1回の巡回指導ではなく、圏域の認証ケアマネの定期的な訪問により評価や振り返りを行う方が現実的。
27	暮らす	強度行動障害の人のくらしの場について、現状のグループホームの単価では常勤職員は雇用できない。名古屋市のような単独制度の創設を望む。
28	暮らす	強度行動障害の人の日中活動や暮らしの場について、圏域の入所施設のショートステイの有効利用を図るべき。行動障害の対応について関係者による検討会の立ち上げを望む。
29	暮らす	障害の重度化や高齢化により対応が困難なケースが増えているにも拘わらず、現在の報酬単価では専門性の高い職員が配置できない。県内施設は空きがなく、対応が困難な利用者は県外施設または自宅で生活している。住み慣れた町で安心した生活を送るためにも施設整備や人的保障ができる加算制度を望む。
30	暮らす	スプリンクラーや自動火災報知機の設置に対する補助について、国の制度が終了した後も何らかの助成を検討してほしい。

NO	カテゴリー	意見等の内容
31	暮らす	相談受付、グループホームの人的支援、医療のサポート、緊急対応、ショートステイの受け入れ、入院時の支援など地域生活を支援するための24時間サポート体制の構築が必要。
32	暮らす	生活介護事業で訪問療育ができる制度の創設を望む。
33	暮らす	重症児者、強度行動障害者の受け入れ加算を望む。
34	暮らす	強度行動障害の方のグループホームでの受け止めは現在の報酬単価では不十分。市町と協力して行動障害の利用者がグループホームで暮らせる制度づくりの検討会を設置してほしい。
35	暮らす	グループホーム入居者の高齢者に対応するために「地域生活支援拠点」を各圏域に1カ所以上整備してほしい。
36	暮らす	グループホーム入居希望者は増加しており、グループホームや世話人が不足している。グループホームの増加と対応が困難な利用者を受け止められる施設整備や人的保障に対する加算制度を望む。
37	暮らす	重度包括支援事業について、「3年以内」や「15点以上」などの要件が厳しい。市町によって独自の緩和策があるが、そのことで地域格差が生じている。各市町の緩和策を把握したうえで県としての補完策を望む。
38	暮らす	市町によっては65歳を迎えた方の障害福祉サービスに係る支給決定がされず、サービス停止される事例がある。一概に介護サービスへ移行するのではなく、障害福祉サービスも併用できるよう市町へ働きかけてほしい。
39	暮らす	障害のある人の入院時に付添いを求められることがある。入院が長期化した場合常時付き添うことができない場合があり、短時間でも付添い支援が可能になるよう制度の創設を望む。
40	暮らす	滋賀県はグループホーム制度以前から先駆的に生活ホーム等に取り組んできた。当時からの利用者の高齢重度化や医療的支援の必要性が増加しており、セーフティネット的な中間施設とそのコーディネーター職の配置を望む。
41	暮らす	障害者支援施設では高齢化の問題・課題が山積している。要医療の問題、看取りの問題もあるが、障害者支援施設の機能では対応できない体制。医療との連携、サポートセンターの設置を望む。
42	暮らす	生活介護の入所利用者の高齢化、重度化により医療が必要な状況にあるが、医師を配置できない状況の改善を望む。
43	暮らす	県外の入所施設を利用するケースが後を絶たない。小規模多機能型事業所の整備など障害者支援施設の不足に対する手立てを望む。
44	暮らす	重度障害者の生活の場をどう保障するのか。現在の報酬単価では常勤職員の配置は困難。
45	暮らす	手続相談など気軽に利用できる窓口の設置
46	暮らす	当事者家族やピアカウンセラーによる電話相談は重要。事業への補助が必要
47	暮らす	計画相談が拙速に進められている。当事者やその家族は仕組みを十分理解できないまま、支給決定に必要ということのみがインプットされている。相談支援専門員の人材養成が不十分で選択できる事業所が少ないという課題がある。各市町の取り組み方針にバラつきがあるため、県の方針を明確に示してほしい。
48	暮らす	介護保険の居宅介護支援事業所は充実しているが、障害分野の計画相談事業所が少ない。
49	暮らす	ひきこもり、発達障害などすぐに障害福祉サービスにつながらないケースが増え、相談支援事業の運営が厳しい。相談支援事業を継続可能にするために県としての制度の確立を望む。
50	暮らす	相談支援事業について、ひきこもりなど手帳を所持していない方の相談が増えている。相談支援事業所の体制強化のために人員配置が充実できる手立てを望む。
51	暮らす	国の基本指針では地域移行をさらに進めるための数値目標が設定されているが、「今尚ある入所施設のニーズ」をもつと検証するべき。移行先となるグループホームについて、住民の理解、人材難、経営上の問題などにより増設が困難。
52	暮らす 共生のまちづくり	精神科病棟転換型居住系施設は障害者権利条約の視点から見て精神障害者的人権を無視する内容である。県として入院中の精神障害者の地域移行に関する改善を検討してほしい。地域に根強くある偏見の解消には公と民の努力が必要。入院者が失われた社会生活スキルや自信を取り戻すために地域での社会参加の機会の保障と場の確保が必要。医療に從属しない働きが必要であり、障害者差別禁止条例の制定は大きな力になる。
53	暮らす	地域生活支援拠点整備について、生活分野の支援は就労・日中支援事業の支援とは内容が異なるとの認識が必要。生活圏域は日中支援より狭くなり、圏域1カ所では対応できないため、「適切な設置数」、「生活相談員の専任配置および看護師配置の加算」が必要。生活相談支援は年々必要性と役割の重要性が顕著になっている。地域生活支援拠点整備についても相談支援員を地域生活支援事業で配置すると示されているが、既存の相談支援事業に押し付けることは相応しくない。生活分野を独自の分野として相談支援員を配置することを望む。健康、栄養管理にも配慮が必要なため、看護師等の配置や地域医療との連携策が講じられることを望む。
54	暮らす	自閉症をはじめとする発達障害の乳幼児期における早期発見、早期療育が大切だが、ライフステージに応じた連続した支援が必要。裾野の広い社会啓発、人材育成のための施策の展開を望む。
55	暮らす	家族の支援や日中活動だけでは地域生活が困難な人にとって、専門的なケアを集中的に受ける場としての入所施設は今後も必要。入所施設の役割を明確にし、医療機関との連携も含めた方向付けを望む。
56	暮らす	当事者や家族も年を取り、在宅で高齢者を介護しながら当事者を支えている家族もいる。親亡き後、当事者が高齢者になってしまって安心して地域で暮らせる対応や施策の展開を望む。
57	暮らす	当事者が家族に頼らず社会資源を活用しながら生きていく力を身につける学習や体験の機会、居場所の創設を望む。
58	暮らす	当事者の暴力的な行為等に家族は不安や恐怖を感じることがある。緊急時に駆け込める相談支援機関の整備を望む。
59	暮らす	相談機関や事業所等は増えているが、ネットワーク体制が機能していない。地域格差のない支援体制の整備を望む。

NO.	カテゴリー	意見等の内容
60	暮らす 働く	発達障害者の支援について、質・量とも抜本的な改善が必要。働き甲斐を感じられ、自己肯定感が得られる支援の場が必要。その実践を通して一般就労にたどり着く支援策が同時に必要。高工賃の保障と適正な支援のため、優先発注などの支援策の動員、発達障害アドバイザー等の養成が必要。また、支援の場(就労継続A、B、社会的事業所等)の量的な拡充計画が必要。
61	暮らす	厚労省の「病棟転換型居住系施設」構想は、障害者権利条約の観点から問題が多い。県として反対の立場を明らかにしてほしい。
62	働く	障害者雇用の場では、障害者理解が不足している。人事管理者や身近で働く人にも理解を広げ、働きやすい環境を作つてほしい。
63	働く	A型事業所の運営が苦しい。請負で作業をしてもらっている関係上、最賃保障の給料と仕事の関係が比例しない。A型である以上、最賃除外ではなく、給料を減らさず払える制度の検討を望む。
64	働く	障害者が仕事に従事したくても職場へ行く手段がない。移動支援事業の充実を望む。
65	働く	養護学校高等部を卒業した後、現状のまま就労継続支援B型を利用できるようにしてほしい。
66	働く	優先調達法による作業所への発注量の確保を望む
67	働く	障害者雇用に力を入れている企業リストの公開を望む
68	働く	精神障害者の働く場の確保と働きやすい環境づくりのためのサポーターの設置を望む
69	働く	卒業生の受け入れが困難になっている。
70	働く	国の工賃倍増に関する予算が削減されつつある。優先調達を中心とした作業所の事業活性化を望む。
71	働く	当事者の就業意欲を喚起、維持しにくいこと、就業を支えるセーフティーネットの周知が進んでいないこと等がネックになり、安心して就業にチャレンジしようとする者が増えない。
72	働く	職業訓練、就職準備性向上のサービス等、支援サービスの提供に期間を要する場合、サービス提供施設までの交通費が負担となり、特に生活困窮者は機会を失うことになる。
73	働く	就職前の支援は比較的充実しているが、就労継続が難しくなった労働者の再チャレンジを支援する機能が弱いため企業は安心して障害者のある人を受け入れられない。
74	働く	障害の特性に対する一般県民の理解がステレオタイプで、障害のある人は「働けない」、「雇用の対象ではない」という固定観念がある。
75	働く	特別支援学校卒業後の就労の場、就労に向けた訓練・実習の場の確保が必要。就労の定着を目指して適性に応じた就労支援を望む。
76	働く	公的機関でも雇用率が守られていないなど、障害者雇用は進んでいない。特に重度障害者の雇用・就労は希望が叶えられることは少ない。国がリーダーシップをとって解決していくべき。障害に応じた就労訓練施設を整備し、仮に就職できなくてもその施設で就労できるような環境が必要
77	働く	就労継続支援B型事業所の利用者は、労使とも働いているとの認識があるにも関わらず、通常働けば獲得できる権利を剥奪され差別を受けている。就労継続支援事業者も利用者も行政もそういった状況があるとの認識がないまま、工賃倍増、優先発注等の施策を行っているのではないか。障害当事者の意識改革のため、サービスの受益者でありつつ労務の提供者であるとの認識を持てる施策を望む。
78	働く	工賃アップのため、市町と県が連携して「優先調達推進法」による発注を促進してほしい。
79	働く	社会的事業所の開設について、さまざまな法人でも可能となることを望む。
80	働く	就労移行支援事業について、就職者を出すと報酬が減るので、箱モノの補助とするか、県独自の助成を検討してほしい。就職後のフォローについて、必要に応じて2年程度延長できるにしてほしい。就職者に対して働き・暮らし応援センターや就労移行支援事業所がどの程度かかわっているかを調査し、成果と課題を明確にしてほしい。
81	働く	養護学校卒業者の行き場所が不足しているため、就労系事業所の開設要件の緩和を望む(10人以上→5人以上)
82	働く	就労移行支援事業所が不足している。箱物補助など安定的な運営ができる施策の検討を望む。
83	働く	ひきこもり、発達障害、生活困窮の障害者等は障害福祉サービス事業所へ通所することに拒否感が多い。社会的事業所の設置要件の緩和を望む。
84	働く	優先調達法の推進のため、良い事例に関する交流会の開催を望む。環境、福祉、観光など滋賀ならではの事業について、事業所、振興センター、県の各部署を交えた「起業方式」で行うような施策を望む。
85	働く	働き・暮らし応援センターのいっそうの充実を望む。障害者雇用の積極的意義を企業に理解してもらう取り組みやグループ就労の受け入れ企業を増やす方策を検討してほしい。
86	働く	優先調達法の基本方針の充実と社会的事業所の新設を認めてもらいたい。
87	働く	優先調達法について、全課への周知徹底と事業規模の拡大を望む。
88	働く	就労継続事業B型のアセスメントについて、具体的なアウトラインを県レベルで指針として示してほしい。県が調整機関として機能してほしい。
89	働く	障害者の就労促進(福祉的就労のあり方や就労継続支援A型施設等での就労支援のあり方)
90	働く	養護学校卒業後、B型事業所に直接行けない問題について県として対策を講じてほしい。各市町で考え方には差がある。就労移行支援事業所の数も少ない中、期限が迫っている。

NO	カテゴリー	意見等の内容
91	働く	国の生活困窮者対策の「中間的就労」の場について、障害者事業所に何ができるかを検討する場の設置を望む。
92	活動する	手話を言語としてプランの中に明確に位置づけることを提案する。いまやグローバルスタンダードとなっている「手話が言語である」という認識を明確に打ち出すべき。
93	活動する	県内すべての市町において意思疎通支援事業が実施されているが、内容についてはばらつきがある。市町と県が連携し県全体で充実が図れるように取り組む必要がある。障害者権利条約では社会が障害者に対して合理的配慮をすることを求めている。県主催の行事、広報番組等では積極的に意思疎通支援者を配置することが必要。
94	活動する	聴覚障害者の社会参加の促進を図るため、県立聴覚障害者福祉センターが関係機関と協力して意思疎通支援の環境を整えることが必要。聴覚障害者センターの職員体制の充実と機能強化が重要。また、湖西、湖北地域に聴覚障害者センターの分室または支所を設置することが必要。
95	活動する	いつでも、どこでも、誰からも、自由に情報を受け取り、誰にでも情報を発信することやコミュニケーションの方法を自由に選択できるようにすることが当然の権利として保障されるべき。そのことが障害を持たない人に理解されない。県において情報・コミュニケーション施策の必要性が理解される状況を作ることが重要。
96	活動する	聴覚障害と視覚障害の重複障害の重さを再認識するための施策の見直しが必要。固有のコミュニケーションによる詳細な支援が不可欠。コミュニケーション支援をベースにした社会的体験場面の創出、加齢に伴う施設整備の検討、盲ろう者の就労・教育・人権尊重が必要。
97	活動する	盲ろう=重複障害という認知度が低い。障害者プランにおいて「盲ろう=重複障害」という明示を望む。県の施策において「盲ろう=重複障害」を重度重複障害と位置付け、優先課題としてほしい。
98	活動する	盲ろう者の情報提供施設の設立と常勤職員の確保を望む。
99	活動する	日中活動の場が限られており、いつでもどこでも活動の場を広げていく場所の提供と理解のある提供者の確保が必要。
100	活動する	福祉サービスの対象とならない在宅障害者(特に聴覚障害者)への日中の地域活動の取り組みを望む。
101	活動する	余暇活動を紹介する情報誌の整備と活動費用の補助を望む
102	活動する	障害を持つ人の中には優れた才能を持つ人も多いが、その多くは知られることが少ない。活動する場所が少なく、情報不足によりやりたいことができない状況もある。より多くの障害者がスポーツ・芸術・文化活動をするための総合的な施設の整備が必要。
103	共生のまちづくり	障害を持たない子供たちに理解と協働を求め、子供の頃から障害への偏見をなくすようにするべき。
104	共生のまちづくり	いつも障害のある人と一緒に暮らしている感覚を共有できる社会を望む。単発のイベントではなく障害理解を促進させるPR方法が必要
105	共生のまちづくり	周辺に障害者施設や養護学校がある石部駅がバリアフリー化されていない。JR駅のバリアフリー化が標準となることを望む。
106	共生のまちづくり	障害者差別禁止条例の策定を望む。
107	共生のまちづくり	すべての人が障害者に対する偏見と差別を無くせば、地域における福祉の推進につながるが、現状においては少なからず障害者への偏見がある。障害者への理解がなければ福祉の増進は図れない。学校に行けない、仕事ができない、みんな同じでありながら障害を持つというだけで差別を受ける。
108	共生のまちづくり	市町道は道幅が狭く、歩道のあるところは少ない。バリアフリー化されている公共交通機関、公共施設、商業施設もまだ少ない。身近な自治会単位での福祉のまちづくりを目指してほしい。自治会組織の防災、防犯と福祉のまちづくり対策が早急に行われるよう望む。
109	共生のまちづくり	精神障害者への理解が進んでいない。退院促進事業の更なる促進が図られるよう啓発事業に重点的に取り組まれることを望む。
110	共生社会づくり	ノンステップバスが少ない地域が多い。
111	共生社会づくり	障害者差別の実態について調査を行い、共生社会づくりに向けた取組を明確にしてほしい。
112	共生社会づくり	「滋賀県版障害者差別禁止条例」制定のための検討委員会の設置を望む。当事者や家族がどのような差別や偏見をうけたかについての事例収集と差別、偏見、誤解に関する「ものさしづくり」が必要。
113	共生社会づくり	県政においても障害者権利条約の根幹である「他の者との平等」という視点に立ち、市民的・政治的权利、教育、保健、労働・雇用の権利、社会保障等、様々な分野における権利保障のため、総合的な障害者施策の実現を望む。
114	共生社会づくり	滋賀県版差別禁止条例制定のため、各圏域での県民共生会議の実施と各種団体も交えた「滋賀県版差別禁止条例(仮称)制定推進会議」の設置を望む。
115	共生社会づくり	障害者権利条約は新しい障害者像を示している。障害は「社会との障壁」であること、「合理的配慮」が必要であることに基づいた障害者福祉計画の作成を望む。
116	共生社会づくり	地域における障害者理解、ともに暮らす地域づくり
117	共生のまちづくり	権利擁護や成年後見について圏域に1カ所中立的なセンターの設置を望む。
118	共生のまちづくり	障害者の生活を支える権利擁護の仕組み作りが急務。(地域福祉権利擁護事業の増加、成年後見制度需要に対する担い手不足、成年後見制度利用支援の促進、普及啓発の推進等)
119	共生のまちづくり	障害者虐待防止に関する取組の推進。(防止・啓発の推進、行政の役割・機能の平準化と強化)
120	共生のまちづくり	災害時に一番困るのが直ぐに相談できるところがないこと。避難場所がわからず、避難場所に行っても居場所がない。いつでもどこでも相談できる体制の構築が望まれる。
121	共生のまちづくり	新難病法制定により障害者総合支援法の対象者はさらに増大する。短時間でも働く場への参加で社会参加を保障し、生き甲斐と自己肯定感が得られるよう支援の場の量的な拡充計画が必要。

NO	カテゴリー	意見等の内容
122	共生のまちづくり	被虐待児(者)の保護について他圏域での受入れについて連携が必要。県内で受入れに関するネットワークを構築し、安全に保護できる体制の整備が必要。
123	共生のまちづくり	市町を越えた虐待防止ネットワーク(保護施設の確保)を望む。
124	共生のまちづくり	虐待発生時に緊急一時保護事業所として圏域で対応しているが、避難場所が分かってしまうことが懸念される。発生場所以外の圏域で受け入れる等の方策、県全体でのネットワークの早急な検討を望む。
125	その他	障害福祉を担う人材の確保が課題。職員の非正規化が進み女性職員の割合が増えている。制度的な処遇改善等の努力が必要。
126	その他	現在の給付費制度では、職員の昇給が見込めない。利用者を増やせば、職員の増員が必要となり、施設整備も必要となる。公務員に準ずる給与保障を望む。
127	その他	障害者福祉サービスにおける苦情解決や第三者評価の促進、当事者の声の反映。
128	その他	専門知識を持った人材の育成し、処遇を充実させ地域に広く点在させることが必要。
129	その他	福祉業界の人材を確保するため職員の処遇の充実が必要。現在取り組まれている「利用者工賃向上計画」も利用者としては良い施策だが、支援する職員には大きな負担。勤務時間が増え、責任が重くなる一方、収入は少ない。「優先調達法」の徹底、拡大や法律による処遇の充実を図る必要がある。
130	その他	福祉人材の確保・定着を図るため、「介護の日」の取り組み、福祉の仕事や障害福祉施設・事業所の紹介など、啓発活動を積極的に展開する必要がある。
131	その他	高齢者による福祉支援の啓発、元気な高齢者の働く場所や機会の提供を積極的に進めて欲しい。
132	その他	事業所職員、ホーム職員、ホームヘルパーの人材確保を図る方策を検討してほしい。
133	その他	福祉の人材不足が近年の課題となっている。人材確保について、県を挙げての取り組みを望む。
134	その他	65歳以上の生活介護の利用者に対して、受給者証を発行せず介護保険を進める市町がある。市町への指導を望む。

